# 地球温暖化に対応した新たな果樹産地づくり促進事業費補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 知事は、本県果樹農業の維持・発展を図るため、地球温暖化に対応した新たな果樹産地づくり促進事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づく事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の交付対象等)

第2条 知事は、実施要領に基づき実施主体が実施する事業について、市町村長に補助金を交付するものとし、その補助区分及び補助対象経費、補助率は別表のとおりとする。

# (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象とする事業は、実施要領第4条に定める事業とする。

# (補助金の交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書(様式第1号) を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)を減額して交付申請をしなければならない。

ただし、申請時に実施主体に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

#### (補助金の交付決定)

第5条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及 び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは 速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)により市町村長 に通知するものとする。

### (補助金の交付条件)

- 第6条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 市町村長は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(別表に定める軽微な変更は除く。)をしようとするときは、あらかじめ実施要領第6

条に基づく計画変更の手続きを行った上で、変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 市町村長は、補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 実施主体は、この事業により取得した財産等について、管理規定を定め財産管理台帳を整備し、善良な管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

### (補助金の交付)

- 第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、 概算払いにより交付することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求 書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

### (実績報告書)

- 第8条 市町村長は、補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた 日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の 4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第6号)を知事に提出し なければならない。
- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第4条第2項のただし書に該当した実施主体において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

# (補助金の額の確定)

第9条 知事は、事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたとき は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した 条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付す べき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

# (財産処分の制限)

- 第10条 実施主体は、当該事業により取得し、又は効用の増加した農業機械及び施設等(以下「取得財産等」という。)については、補助金交付の目的及び「農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)」を勘案し、知事が交付決定時に示す期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式 第8号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金 のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し 付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当す る額を返還させるものとする。

# (書類の保管)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了年度の翌年度から 起算して5年間、整備保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財 産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまでの間、 関係書類を保管しなければならない。

#### (書類の提出)

第12条 この要綱により提出する書類は、農務事務所長に提出するものとする。ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する実施主体にあっては、原則として、法人は所在地の住所を、任意組織は代表者の住所を所管する市町村長が農務事務所長に提出するものとする。

#### (その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は、知事が別に定めるものとする。

#### 附則

1 この要綱は、令和元年11月20日から施行する。